

令和6年6月定例会

## 羽生市議会都市民生常任委員会会議録（第1日）

議事日程 令和6年6月17日（月曜日）午前 9時30分 開 会

### 第 1 開 会

### 第 2 審査事項

- 1) 議案第51号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第3号）のうち、  
都市民生常任委員会所管分
- 2) 議案第53号 羽生市学童保育事業の実施に関する条例の一部を改正する  
条例
- 3) 議案第54号 羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例
- 4) 議案第55号 羽生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運  
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 5) 議案第57号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

### 第 3 閉 会

出席委員（7名）

西 山 丈 由 委員（委員長）	柳 沢 暁 委員（副委員長）
昆 佳 子 委員	川 田 真 也 委員
中 島 直 樹 委員	松 本 敏 夫 委員
丑久保 恒 行 委員	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

塚 本 恵	健康福祉部長	稲 田 信 一	こども家庭課長
-------	--------	---------	---------

鈴木 尚 美

児童保育課長

渡 邊 泰 弘

健康づくり  
推進課長

加 藤 昌 英

国保年金課長

事務局職員出席者

岡 田 光 弘

総 務 課 長

午前 9時30分 開 会

○西山丈由委員長 おはようございます。

ただいまから都市民生委員会を開きます。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程についてお諮りいたします。本委員会の日程は、ペーパーレス会議システムに登録の日程によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山丈由委員長 ご異議なしと認めます。

よって、ペーパーレス会議システムに登録の日程により行います。

これより日程に入ります。

課長説明に先立ち、所管部長から発言を求められていますので、これを許可いたします。

健康福祉部長。

○塚本 恵健康福祉部長 おはようございます。健康福祉部長の塚本でございます。

本日は、議案第53号、54号、55号の条例の一部改正並びに議案第51号、令和6年度羽生市一般会計補正予算（第3号）のうち、健康福祉部所管の事務事業及び議案第57号の議案についてのご審査にてお世話になります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、私から説明のために出席させていただきました職員の紹介をいたします。

児童保育課長の鈴木でございます。

○鈴木尚美児童保育課長 鈴木です。よろしく願いいたします。

○塚本 恵健康福祉部長 こども家庭課長の稲田でございます。

○稲田信一こども家庭課長 稲田です。よろしく願いいたします。

○塚本 恵健康福祉部長 健康づくり推進課長の渡邊でございます。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 健康づくり推進課長の渡邊です。どうぞよろしく願いいたします。

○塚本 恵健康福祉部長 国保年金課長の加藤でございます。

○加藤昌英国保年金課長 国保年金課長の加藤です。よろしく願いします。

○塚本 恵健康福祉部長 どうぞよろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 それでは、議案第53号 羽生市学童保育事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

児童保育課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 児童保育課長の鈴木です。よろしくお願いいたします。

それでは、恐縮ですが、着座にてご説明をさせていただきます。

議案第53号 羽生市学童保育事業の実施に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第53号 羽生市学童保育事業の実施に関する条例の一部を改正する条例、60ページをご覧ください。

今回の改正では、第3条において、学童保育室の名称及び位置について、羽生東小学校内に学童保育室を開設するため、名称として、羽生東第1学童保育室、羽生東第2学童保育室とし、位置については現在の井泉小学校所在地を規定しております。

次に、第4条休業日について、現在、土曜日は岩瀬学童保育室のみ開設し、合同保育を行なっております。就労環境の変化や利用者ニーズの増加に対応するため、今回の改正により、利用される方の利便性を考慮し、今後幾つかの学童保育室を開設することを想定したため、規則にて定めることとしております。

次に、第9条学童保育事業の委託の条項において、「社会福祉法人等」から、「者」に変更するのは、現在、羽生市内の民間の学童保育室の運営については、社会福祉法人等に委託を行なっております。公立学童保育室を民営化するに当たり、民間事業者が持つ自由な発想やノウハウを最大限に活用するため、委託先の選択肢を株式会社など幅広くするために規定をしております。

最後に、附則について、令和7年4月に新設される羽生東小学校の学校内に新設される学童保育室に合わせて、令和7年4月1日の施行となります。

なお、この改正条例案のほかに、関連する規則の改正案を参考資料として提出しておりますことを申し添えます。

以上で議案第53号の説明を終わります。

○西山丈由委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

川田委員。

○川田真也委員 今回、羽生東小学校が新設されるに当たって、今まで井泉小学校の中に学童保育がなかったわけですよね。現状は、いずみ保育園さんが委託されて、バス等で送迎しながら学童保育施設をやっているんですが、それをやめて、羽生東小学校内に学童保育室をつかって、今後運営していくということと、これ羽生東小学校の中で運営するタイミングに合わせて、羽生市内全ての公営の学童保育室を一括で民間委託するという考えでよろしいのでしょうか。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 そのとおりとなります。井泉小学校内に学童保育室を新設するに当たりまして、運営等内容について改めて考えましたところ、そのようにさせていただければと思ひまして、上程させていただきました。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。となると、一括して民間委託するということですので、例えば今後どうなるか分からないですけれども、例えば羽生東小学校の内部の学童保育施設だけをいずみ保育園さんがやりたいなと思っても、一括して請け負わなくちゃならないからだめということですよ。例えばいずみ保育園さんが学童やりたいですよ、いずみ保育園さんの固有名詞を出して申し訳ないんですけれども、例えば市内の社会福祉法人を持った保育園さんなりが、学童保育室をやりたいといった場合は、全部やってくださいというふうになるわけですか。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 そのとおりになります。一括して7施設、11支援単位を全て請け負っていただくこととなり、その方向で今後進めてまいります。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。せっかく市内の社会福祉法人さんがやっていたいのを、これ言い方は悪いかもしれないんですけれども、やりたくてもできないというふうな状況に市で持っていくというのはどうなのかなと、私は個人的には思うんですが、いかがでしょうか。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 今まで民間の学童保育支援については民設民営で行なっていた

だいております、今回1か所廃止するという事に当たりまして、公設公営の部分を公設民営ということで社会福祉法人さんが全体を請け負うというような想定もあるとは思いますが、広く募集をさせていただく形で、今回は全箇所を一括で委託できればと考えております、そちらに際しては、社会福祉法人が手を挙げた場合は、そういった全部を引き受けていただくというところで進めるということも可能かなとは思いますが。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 市内の社会福祉法人さんで手を挙げる可能性は非常に私は少ないと思います。多分やり切れないんじゃないのかなと思うんですね。それを見越して社会福祉法人というものを「者」に、多分、文言を代えていると思うんですね。要は、入ってきていただく間口を広げて、多くの民間保育事業者に来ていただくという改正になっていたのかと思うんですけれども、やはりせつかくやっていたところをなくしちゃってこうするというのは、どうなのかなと思いますし、あと、これ例えば、お願いしますと募集をかけて一者も来なかったらどうするんですか。もう半年ちょっとしか時間ないわけじゃないですか。募集をかけても、やりますよと手を挙げていただける企業がなかった場合はどう考えているのか教えてください。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 県内の学童保育事業を公設で行なっているところについては、県内では3割弱が公設公営で行なっておりまして、残りの4割以上については民間委託や指定管理を行なっておりまして、民間の事業者が請け負っておりますので、広く募集をする形になりますが、一者も受けていただけないということは想定しておりません。株式会社も含めて今回、「者」ということに代えさせていただくに当たりまして、応募はいただけると考えております。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 想定していないということだったんですけれども、ゼロ%じゃないですよ。絶対にどこかがやってくれるというふうには思っても、想定外のことで起きるじゃないですか。その想定外のことを何も盛り込んでいなくて、絶対誰かがやってくれるからこれでいきますよというのは、ちょっと詰めが甘いような気がするんですが、どうでしょう。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 そういった応募がなかった場合については、直営で行うことも

考えていければと思います。例えば応募がなかった場合ですね、こちらから提案している内容で、どこも引受け手がなかった場合については、全箇所について今年度と同様に公設公営で進めていくような形を取らせていただければと思います。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 応募がなかった場合は、全ての学童保育を羽生市公営でやっていくという事で理解してよろしいわけですね。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 おっしゃるとおりです。

○西山丈由委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 保育事業について、今から四半世紀余り前、公立の保育園と民間の保育園と両者がありまして、議員の複数で公設の保育所を民間に全て委ねたらどうだろうと、こういう提案があったんですね。ところが、当時行政側は、民間に全て委ねると、様々な問題が出てきたときに、その問題解決につながっていかない、したがって、少なくとも1つや2つは残すんだと、こういう考え方だったんですね。

それを引用しますと、学童保育事業について、全て公設民営という、そういう考え方で丸投げしちゃって、全て志願の業者が請け負うと、民間の施設があったり、あるいは公設の施設があったり、そうすることでそれぞれの施設の特徴が出てくると、したがって競い合うことができる。全ての学童保育事業が1法人、1事業者に委ねられるという事は、特徴がなくなる、競い合いがなくなってしまう。当初は、こんな特徴がありますと美談を設けても、やがてそれが埋没して当たり前になってマンネリ化していると、こういうことにつながるんですね。やはり競い合うことでそれぞれの特徴があって、もっといい事業所にしようと、そういう考え方が出てくると思うんですね。そういうことを考えると、丸投げというのはいかななものか、これが1点ですね。

もう一つは、令和7年4月1日から事業が新しく運営されていくと、そのための条例の一部改正だということですが、現行で川俣小学校は、学校運営を川俣小学校で今も次年度も運営していく中で、学童保育室を今度は羽生東小のほうに移動する、こういうことですよね。違うんですか。この改正前と改正後を考えていくと、そういうふう解釈できるわけです。それでは、現行の学童保育を運営しているところができないということから、こういう案件になった、こういうことなんですね。それでは、最初の質問をまずご回答をお願いできればと思いますが。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 最初のご質問にありました丸投げになるのではないかとということなんですが、今回は民間委託というところになりまして、丸投げとはちょっと違うものに、公設民営というところで、民営化にはなるんですが、丸投げとは違いまして、民間委託になりますので、入所のお申込みや、保育料の決定について、そういった関わりは続くものになりますし、何かトラブルなどがあつたときについても、市としても関与していく形を取るというところで、民間委託を選択しておりますので、こういうところになります。

2点目なんですが、今回、条例改正のほうで上げさせていただいている第3条のところなんですが、名称のところは羽生東第1学童保育室の上の段のところは、「略」となっておりますが、羽生南第1学童保育室から川俣学童保育室までについては、変更点がございませんので、略とさせていただいております。今回、羽生東第1学童保育室及び第2学童保育室を追加という形になりますので、川俣につきましても、公設公営で行なっていたところを公設民営というところにしていただければと考えております。

以上です。

○西山丈由委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 丸投げという言葉は大変いい意味での表現ではないということで、大変失礼しました。

将来的には、とはいっても、全ての学童保育事業が民営化されると、しかも今の答弁では1事業者にとということになると、特徴が没個性化、特徴が埋没していると、将来的にはですね。そういうことが考えられるわけでありまして。

あわせて、全国の学童保育事業をいろんなところでやっぱり問題が発生しています。特に、保護者からの苦情がかなりあって、学童保育事業に参画する事業所、あるいはそこに従事する職員の方たちは、かなり精神的に病んで、仕事をお辞めになっていくケースが今全国に多々あるんですね。そういう中で、1つの事業所に経営を委ねていった中で、万が一、問題が発生した場合には、全ての事業所に波及するわけでありまして。

こういうことを考えていった場合に、その万が一が現に行われているわけでありまして、そうした場合にはどう対応していくお考えなのでしょうか。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 いろいろとご心配なものがあるかと思いますが、同じ事業者に

一括して委託をすることで、トラブルがたまるというところでご心配かと思えます。

民間の保育園について、今、継続して民設民営で事業を行なっていただいておりますが、公設の部分では、現在午後6時30分まで延長しておるんですが、民間の2園については午後7時まで行なっております、そういった民間学童保育室のサービス水準に近づける、同じくするということで、今はもう公設公営でやっている中で、不足のある部分を民間の委託をすることで、現在民設民営でやっている学童保育室の状況に近づけるということも、今回、進めさせていただく一つの要因となっております、あとは民間委託をした場合に、保育が例えば株式会社ですとか、そういった事業者が行なっている職員の研修プログラムがとても複数あるということも確かに聞いておまして、そういった中でも、今現状として、職員のほうの対応にもそうですが、職員も研修メニューが豊富にあるということも、民間事業者のほうに有利な部分ではあると考えておりますので、トラブルに対しても、そういった研修で担っていければと考えております。

委託が今回、債務負担行為で3年間ということで設定させていただいております、民間委託になりますので、3年間ずっとこちらの評価のほうをさせていただいて、3年間の学童保育の成果ですとか、そういったものを効果検証した上で、次の3年間もしくは5年間というところにつなげていければと考えております。

以上であります。

○西山文由委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 サービスの水準を引き上げると、ある一定の時間帯からさらに夕方以降の時間帯を引き延ばす、これがサービスの高度化につながるという説明でありますけれども、児童を保育する事業者、そこに従事する職員が大きな事業所だと固定化せずに、かなり入れ替わり立ち替わりといいますか、そこに大きな問題が、あるいは弊害が生じると。これまでの市内の事業所のいいところというのは、やはり保育に従事する職員の方たちが固定していたわけでありまして。今後、それは流動化するということは考えられるわけでありまして。

これは学童保育を受ける児童にとっては、決して好ましいことではないんですね。子どもとそこに従事する職員の方がウィン・ウィンのいい関係を構築することで、サービスの質が高まっていくと。もちろん、外部の研修等も積極的に行う中で、どう質の高い学童保育を実施したらいいか。研修ばかり受けても子どもとの関係がなければ、決して質の高い学童保育事業は運営できないと思えます。

今おっしゃったことは、時間的な、サービスの時間を延長して遅い時間まで、これがサービスの高度化だという説明でありました。一方で、研修も受けて質の高い職員がということ。やっぱり入れ替わりが激しいと思うんですね。

学童に参加している子どもたちをしっかりとやっぱり見守る、その職員は固定化すること、この両者の関係を強めることは、ある意味ではサービスの質の向上につながっていると、こういうことが考えられると思うんですが、そこはどうでしょうか。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 時間の延長というところでサービスの向上を図るというお話をさせていただいたんですが、職員につきましても、学童で請け負っていただける職員の継続雇用は、仕様書のほうで継続雇用を進めた形で提示する予定となっております、また、開設する方の職員についても今の学童保育室にいる子どもたちをよく知っている者が担当することができるよう、民営化する場合にもそういった子どもを把握している職員を継続的に引き続き雇用していけるように、こちらからも処遇改善が必要と思いましたが、事業者のほうも重ねてお願いするところがございますし、仕様書の上で提示する形を取らせていただこうと思っております。

ですので、今までの職員を中心に雇用していくということで、通ってくる子どもたちの安心にもつながっていけるかと思っておりますので、そのようにさせていただきたいと思えます。

以上です。

○西山丈由委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 そうしますと、経営者といいますか、経営事業所は替わるけれども、従事する職員の方たちは変化がないと。そうは言っても、今、入職しました、お辞めになります、非常にこのサイクルが早いんですね。1年以内に辞めるとか、1年で辞めとか、2年で辞めてしまうとか、そういう意味では終身雇用制と全く真逆でありまして、ちょっとしたトラブルが発生することによってメンタルの弱さ、そこに表出されてお辞めになってしまうと。こういうケースが今、様々な事業所で後を絶たないです。

いずれにしても、その学童保育事業所で勤務している方が引き続いてお仕事をなされる、こういうことであるのであれば、やむを得ないかなと思えますが、民間の事業所はそういう意味ではご承諾をされておるんですか。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 民間事業者については、これからまずは募集をかけるところではございますが、ただ、近隣の状況から申しますと、そういった民間委託をしているところもございまして、継続雇用を原則として、全員、雇用しているということでは伺っております。

今までの職員を中心に雇用するということを考えておりまして、今、いずみ学童クラブのほうで受け持っている職員についても、今後、民間委託になった場合に、そちらのほうの採用の応募に進めていただけるようなお話をいただいておりますので、新しい羽生東学童につきましても、いずみ学童クラブからの職員が入るであろうと考えております。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 話を聞いていると、今、委員も答弁を聞いていると、何か民間委託が前提となっちゃっているんですけども、決して民間というのが、これ、確認ですよ、民間企業に委託することが前提ではないですよ。これは、市内の社会福祉法人が手を挙げるのであれば、プロポーザル方式というふうに、本会議場で答弁でしたけれども、それで行政がそれでいいと認めれば社会福祉法人もあり得るわけですよ。これは1点、まず確認です。

あと、近隣の自治体で民間事業者というのは、企業のこともおっしゃっている部分もあったかと思うんですが、近隣の自治体で学童保育を民間の企業に委託しているところは、近隣はどこになりますか。あと、その事業者名が分かったら、ちょっと教えてください。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 1点目の民間企業以外も受付するかというところでは、社会福祉法人でなくても手を挙げていただけるようなところがありましたら、そういうところも参加していただければと思います。

2点目の民間委託をしている事業者と近隣の企業については、深谷市のほうで株式会社、会社名をお伝えさせていただければ、アンフィニという会社もありますし、あとは株式会社シダックス、そういうところも学童保育を請け負っております。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 シダックスって、カラオケのシダックスですね。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 はい、そういうことです。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 深谷市でアンフィニというところとシダックスがやっていると。

話を聞いていると、何かこのアンフィニとか、民間企業、シダックスに羽生市が委託をするんじゃないかと言わんばかりの雰囲気があるんですけども、それは雰囲気は私がそう感じ取っているだけで、必ずしもそれが前提ではないと、プロポーザル方式で今後、公平公正に請け負う事業者については判断するという理解でよろしいですね。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 そういう予定でございます。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 先ほど30分保育が延長できるとか、何かそういったサービスの向上が見込めるという話だったんですけども、運営、今の現状の体制でそれで見込めないのか、そういうサービスって、羽生市としてはやってほしいけれども、今の状態だと断られてしまう、それが進まない、民間にすればそういうのが進むという意味なのか、今サービスの向上って、今の体制でも何か向上できるような気もするんですよね。そういう思惑があって、今回、民間委託ということにしているのか、ちょっとその辺どうなのか教えていただければと思います。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 延長時間についてですが、現在も会計年度任用職員の賃金の関係もありまして、民間委託等を行なった場合については、処遇改善の有無で賃金が現在の会計年度任用職員の羽生市の制度では、5年度までは賃金上昇があるんですが、6年度目からは賃金が上昇しないような制度となっております、こういった部分で職員の処遇面という部分がありまして、延長を午後6時30分までの延長時間で職員のほうで働いていただいているという状況になっておりまして、ただ、民間委託等を行なった場合については、仕様の中で午後7時までというところと、あとは、処遇改善の部分で賃金の引上げが見込まれるというところがありますので、そういった部分で職員についてもご納得いただけたらと考えております。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 会計年度任用職員は、そっち自体を変えるということにはできないんです

か。改正して、その賃金上がるような仕組みに変えるという、それでサービスを変えていくことはできないのかどうかをお伺いします。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 会計年度任用職員の制度については、全庁的にその内容で行なっておりますので、学童保育の部分だけそういった対応というのは難しいというところもありまして、今回民営化した場合については、そういった処遇改善が大幅に改善されるということは期待されますので、そのような対応にさせていただきたいと考えております。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 全庁的に変えようと思えば、処遇改善できるということで捉えていいんでしょうか。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 全庁的に変えるという内容については、私のほうでお答えはできませんが、民営化した場合については改善が見込める、改善が図られるということで、民営化にするところでございます。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○西山丈由委員長 質疑もつきましたので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

[発言する者なし]

○西山丈由委員長 討論はないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○西山丈由委員長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

午前10時07分 休憩

午前10時12分 開 議

○西山文由委員長 続きます、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第54号 羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

児童保育課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 議案第54号 羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案第54号 羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、62ページをご覧ください。

この改正条例によって、小規模保育事業については、平成27年から始まった子ども・子育て支援新制度の中で市町村の認可事業の一つとして新たにつくられた事業で、原則として保育を必要とするゼロ歳から2歳までの乳児・幼児の保育を行う事業です。

過疎地や僻地などで、近くに教育・保育施設がない場合や兄弟で別々の施設に通園せざるを得ない場合、集団生活を行うことが困難である場合など、保育の体制、整備の状況、その他の地域の事情を勘案して、3歳以上児の保育が必要な場合には、3歳以上児の受入れをすることも可能とされているものです。

なお、羽生市では小規模保育事業を行う施設はございませんが、今後、新たに小規模保育事業を行う施設が設置される場合に必要となるため、国の法改正のタイミングで改正を行うものです。

保育士等の配置基準を満3歳児、おおむね20人から15人に変更するものと、満4歳以上児、おおむね30人から25人に変更するものとなります。

簡単ではございますが、以上で議案第54号の説明を終了いたします。

○西山文由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

[発言する者なし]

○西山丈由委員長 討論もないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○西山丈由委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時16分 開議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第55号 羽生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

児童保育課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 議案第55号 羽生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案第55号 羽生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、65ページをご覧ください。

市においては、子ども・子育て支援法第34条及び第46条の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を基準として、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定しております。今回の条例改正についても、国の基準に準じた条

文整理となっております。

主な内容としましては、第23条掲示等において、運営規程の概要、職員の勤務体制などを掲載した重要事項の掲示方法を従来の書面掲示に加え、ホームページ等により、公衆の閲覧に供することを規定しております。

ほかに、第53条において、従来の媒体の名称が電磁的記録媒体に規定をしております。

そのほかの条項については、国の基準に準じた文言整理による所要の措置を講じております。

簡単ではございますが、以上で議案第55号の説明を終わります。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論もないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西山丈由委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 開議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第51号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第3号）別冊4についてを議題

といたします。議案第51号のうち、児童保育課所管部分について、児童保育課長に説明を求めます。

児童保育課長に説明を求めます。

児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 議案第51号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案第51号 令和6年度羽生市一般会計補正予算書及び説明書の4ページをご覧ください。

第2表債務負担行為補正、羽生市公立学童保育室管理運営業務委託についてご説明申し上げます。

現状の民間学童の閉鎖に伴い、令和7年4月より、羽生東小学校内に開設予定の学童保育室の運営方法について検討した上で、保護者などの利用者ニーズを踏まえたサービス向上を図るため、令和7年度より公立学童保育室の管理運営業務を民間委託とするものです。

内容につきましては、令和7年度から令和9年度までの3年間とし、債務負担行為の限度額については、3年間で4億4,100万円になります。効果については、就労状況に応じた利用者サービスの向上として、現在通常のお預かり時間は午後6時まで、延長希望を受けまして午後6時30分まで行なっているところを午後7時までとすること、土曜日については、岩瀬学童保育室1施設において開設し、合同保育を行なっているところを複数箇所にも拡充することとしております。

以上で説明を終わります。

○西山文由委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

昆委員。

○昆 佳子委員 一般的には民間による民間学童ですと、保育料の利用料が高くなってしまふという考え方があるんですけども、今まで公立ですと、生活保護世帯とか非課税世帯とかゼロ円、無料になっていたかと思うんですが、民間に移行した場合、先ほどもちょっと最初のほうでお話があったんですけども、保育料の決定も市が関与していくというお話もあったんですが、そういった生活保護世帯とか非課税世帯の方たちのご対応というのはどのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 民間委託を行なった場合においても、現状については学童保育料の値上げは考えておりません。今後の状況によりまして検討を行わせていただこうと思います。

以上です。

○西山丈由委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 値上げは行わないということでしたけれども、今は所得税割でやっているんですけども、そういうことも考えている、最高でも8,000円とかになるんですけども、その乖離というか、民間に移った場合でもその差がそんなに大きくはないということによろしいでしょうか。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 学童保育の保育料については、最高額が現在8,000円となっておりまして、生活保護、非課税世帯については保育料はゼロ円という状況でありまして、現在のところは、学童保育料の見直しについては考えておりません。現在の学童保育料は、平成31年度に最高額8,000円というところに改訂しておりまして、また、民間委託をした場合についても、一般財源比較については、変わりがないというところもありますので、現時点では、値上げをするということは考えておりません。

以上です。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○西山丈由委員長 質疑もつきたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時33分 開議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第51号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第3号）別冊4のうち、こども家庭課所管部分について、こども家庭課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

こども家庭課長。

○**稲田信一こども家庭課長** 改めまして、こども家庭課長の稲田です。よろしくお願いいたしますします。

それでは、着座にて失礼いたします。

議案第51号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第3号）のうち、こども家庭課所管分について説明申し上げます。

別冊4、羽生市一般会計補正予算書及び説明書の8ページ、9ページになります。9ページをご覧ください。

児童手当等関係経費647万3,000円について申し上げます。今回の補正予算は、令和6年10月からの児童手当制度改正に対応するために係る事務費でございます。主な制度改正点につきましては、受給対象者の高校生年代までの拡大、第3子以降の支給額の増額、所得制限の撤廃などがございます。

事務費について主なものについて申し上げます。

まず、第1節報酬44万2,000円、会計年度任用職員1名分の給与になります。

続きまして、第11節役務費、通信運搬費85万7,000円、こちらは制度改正に係る各種通知の郵便料になります。

第12節委託料501万9,000円の主なものは、制度改正に対応するためのシステム改修委託料357万5,000円になります。財源といたしましては、国の子ども・子育て支援事業費補助金が対象となります。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○**西山文由委員長** ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

丑久保委員。

○**丑久保恒行委員** 児童手当が高校生まで拡充と、こういう説明の内容であります。高校生1か月当たりどのぐらいの額なんですか。

○**西山文由委員長** こども家庭課長。

○**稲田信一こども家庭課長** 金額につきましては、第1子、1人目、2人目のお子様は月額1万円、第3子、3人目以降は3万円になります。

以上です。

○西山丈由委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 そうすると、例えば大学生とか社会人の方と高校生、第3子というか、一番下が高校生だとすると、月額3万円もらえるの、こういう計算になるわけですよね、そういう解釈でよろしいんですか。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 今回の制度改正によりまして、お子様の数え方、第1子、第2子、第3子の数え方も改正がありまして、今までは18歳の年度までのお子さんを1人目、2人目というカウントをしていました。今回の制度改正によりまして、22歳年度末まで、つまり大学4年生までの年代を親御さんが扶養しているということであれば、カウントするということになりましたので、第1子、第2子の方が例えば大学生で親御さんが生計を担っているということであれば、3人目のお子さんが高校生でいらっしゃれば第3子というカウントになりますので、3万円ということになります。

以上です。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 年齢が22歳まで引き上げられた、改正児童福祉法の範疇で、児童という範疇は18歳までだったわけでありましてけれども、それが22歳まで引き上げられたという解釈でよろしいですか。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 申し訳ありません、先ほどの私の説明に少し不足がございました。第1子、第2子をカウントするときに22歳年度までということではあるんですけども、いわゆるそこに関しましては、親御さんが経済的な負担がある場合は、カウント対象にするという制度改正になっておりますので、大学に通われている、あるいは専門学校等に通われている、学費等を親御さんが面倒を見ているということでありましたらカウントします。

ただ、社会人で働いていらっしゃるお子さんが、自分でもうお給料を得て、生計を自分で担えているということであれば、その方はカウントの対象にはなりません。

今回の制度改正は、18歳から22歳の間はカウントをするための対象ということで見えていくということになりますので、児童手当を受けられる対象は18歳までということになります。

以上です。

○丑久保恒行委員 了解です。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○稲田信一こども家庭課長 委員長、申し訳ありません。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 追加です。

先ほど、私が例えの話で第1子、第2子が大学生年代で第3子が3万円ということで申し上げましたが、仮にその第1子、第2子が、先ほど丑久保委員からご質問いただいたとおり、社会人でもう自ら生計を担っていて、第1子、第2子のカウントをしない場合ですと、その第3番目の高校生の方は3万円ではなくて1万円ということになります。申し訳ありません。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 単純にちょっと疑問で今あったんですが、15歳から社会人になる方も間違いなくいるかと思うんですが、中学卒業して社会人になった若者は、これは受給対象じゃないということで理解してよろしいんですよね。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 高校生年代の支給に関しましては、親の監護と生計の要件がございまして、その児童を父母等が監護していること、あとは生計を同じくしている場合は支給対象になると制度上なっております。その要件から外れる場合は対象とならないという解釈になります。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○西山丈由委員長 質疑もつきたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時43分 開議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第51号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第3号）別冊4のうち、健康づくり推進課所管部分について、健康づくり推進課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 健康づくり推進課長の渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて失礼させていただきます。

それでは、令和6年度新型コロナワクチン接種事業につきましてご説明申し上げます。まず初めに、歳入について申し上げます。

議案第51号 羽生市一般会計補正予算書及び説明書、別冊4の6、7ページをご覧ください。

第20款諸収入、第5項雑入、第1目雑入、第4節雑入、新型コロナウイルスワクチン接種助成金6,939万6,000円についてご説明を申し上げます。

まず初めに、令和6年度からの新型コロナウイルスワクチン接種の費用につきましては、国では当初7,000円を見込んでおりましたが、今年3月に行われました国の自治体説明会におきまして、新型コロナワクチンメーカーから今年の秋に供給する定期接種用のワクチン希望小売価格を調査しましたところ、ワクチン接種費用は1万5,300円程度となる見込みとなったため、その激変緩和措置として、接種1回当たり8,300円を助成し7,000円の自己負担で接種が行えるようになりました。

予算額の積算といたしましては、令和6年4月1日時点の65歳以上の人口1万6,722人を基礎といたしまして、令和5年度に実施しました6、7回目の新型コロナワクチンの65歳以上の接種率をおおむね5割と見込み、予算計上をしたものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

議案第51号 羽生市一般会計補正予算書及び説明書、別冊4の8、9ページをご覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、予防事業1億233万円につきましてご説明を申し上げます。

令和6年度からの新型コロナウイルスワクチンにつきましては、予防接種法上の定期

接種B類疾病に位置づけられ、高齢者インフルエンザワクチン同様に接種費用の一部が自己負担となりました。

なお、本市の自己負担額につきましては、国が示しております自己負担額7,000円のうち、ワクチン代相当額である3,260円を庁議を経て決定をいたしました。

歳出予算につきましては、12節委託料1億220万9,000円の内訳といたしまして、新型コロナワクチンの予診票作成等業務委託料として25万6,000円、こちらは1万6,000枚、65歳以上の人口の予診票を作成し、各医療機関に配付をするものでございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン定期接種委託料1億195万3,000円ではありますが、予算額の積算といたしましては、65歳以上の人口1万6,722人のうち、自己負担のない方、市民税非課税、また生活保護世帯などの接種人数を789人としまして、こちらは接種対象者が同じである高齢者インフルエンザの令和6年度予算の積算数値を参考にいたしました。そして、残り1万5,933人を自己負担ありとして、予算を計上したものでございます。

19節扶助費12万1,000円につきましては、県外で接種した方がいた場合の、自己負担した場合の償還払いの予算でございます。

なお、市民税非課税世帯、生活保護受給世帯、中国残留邦人等支援受給者につきましては無料でございます。

次に、接種時期につきましてはですが、こちらはインフルエンザと同様の10月から1月までの期間と捉えており、また接種回数は1回でございます。

接種対象者は65歳以上の方、または60歳から64歳までの心臓や腎臓、呼吸器の機能、免疫機能に障がいがある者など、基礎疾患を有する方でございます。

今後、市民への周知につきましては、市広報誌やホームページ、メール配信サービス等を通じ、情報提供してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○西山文由委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

中島委員。

○中島直樹委員 これ最高で、行政が推進と言うのかな、新型コロナウイルスワクチンの

予防接種がありますよというので、最高、今打っている人は、今、何回で、これが何回目になりますか。

○西山丈由委員長 健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 令和3年度から特例臨時接種ということで、当時は無料でしたけれども、今、最高で7回でございます。今回は8回目になります。

○西山丈由委員長 ほかに質疑は、丑久保委員。

○丑久保恒行委員 参考資料で、各接種料については、自己負担の接種費用については7,000円が標準だけれども、各自治体においてご検討いただきたいと、これは国のペーパーなので、羽生市の標準的な接種費用7,000円前後ということになるんですか。

○西山丈由委員長 健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 まず、今、委員ご指摘の自己負担額の3,260円ということでございますけれども、まずこちらが当初1万5,300円だったと、国の3月の説明会においてありました。ところが、それでは市町村も財政負担等もありますので、今年に限ってだと思うんですが、8,300円を助成するというので、7,000円が基本となります。そのうち、こちら羽生市予防接種実費徴収条例というのがあります。こちらはインフルエンザ同様B類疾病に当たりますので、市町村は実費を徴収することができるということでございます。

なお、今回、この3,260円の前段に当たりましては、全県の調査のほうがありましたので、そちらのほうを参考にさせていただいております。全県中、今5月末に県のほうで取りまとめたいただいた自己負担額を調べましたら、63市町村中、検討中のところが16でございます。残りが47について3,260円を、またその前後ですね、基準としているものが38自治体ございましたので、8割以上は主にその3,260円、国が示しております金額を今回は自己負担にしたというところが多い。そういったことも検討しまして、庁議を経てその金額に決めたものでございます。

○西山丈由委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 今年度、令和6年度10月以降、8回目の接種をする場合における自己負担額は3,260円。

○西山丈由委員長 健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 そのとおりでございます。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑もつきたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論はないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○西山丈由委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時59分 開議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第57号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

国保年金課長に説明を求めます。

国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 国保年金課の加藤です。改めましてよろしく申し上げます。

それでは、着座にて失礼いたします。

それでは、議案第57号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてをご説明申し上げます。

今、画面のほうで、議案書72ページをお開きしております。

本議案につきましては、地方自治法の規定によりまして、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、各市議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更内容につきましては、この次の73ページをご覧くださいと存じます。こちら真ん中、本規約中の別表第1中にある「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。

こちら、規約自体は令和6年12月2日からの施行となります。こちら参考資料5に新旧対照表がございますので、こちらのほうにお開きさせていただきます。

こちらをご覧くださいと思います。左、改正後、右、改正前という形になっております。これは改正マイナンバー法の成立によりまして、高齢者の医療の確保に関する法律、こちらが改正されまして、紙の被保険者証が廃止されることによるものです。

令和5年12月27日に政令が公布されまして、被保険者証の廃止の日が令和6年12月2日と決定されました。以降は、新たな被保険者証が交付されなくなりまして、マイナンバーカードにより被保険者資格の確認を行う、いわゆるマイナ保険証での受診が基本となります。被保険者証の廃止に伴いまして、長期にわたり保険料を滞納している方を対象に交付する資格証明書、こちらも廃止になります。

なお、マイナ保険証をお持ちでない方につきましては、新たに資格確認書という紙を交付することをされますが、この資格確認書を医療機関に提出することで、これまでどおり医療機関を受診いただくことができます。

このような改正が行われましたが、この後期高齢者医療広域連合の規約の別表1の中では、被保険者証及び資格証明書の引渡しと返還の受付について、別表第1の2、3のとおり、市町村が行う事務として規定しておりますが、これはマイナ保険証をお持ちでない方の医療受診が滞ってしまいますので、こちらを資格証明書の引渡しと返還の交付について訂正していくというものでございます。

マイナ保険証をお持ちでない方がこのままですと、この改正を行わないと資格確認書を市町村が発行できなくなってしまいます。これを発行してマイナ保険証がない方も医療受診ができるという、セーフティーネットに近いような改定になっております。

以上でございます。ご審査のほうよろしく申し上げます。

○西山文由委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

中島委員。

○中島直樹委員 これ、施行が12月2日と中途半端なんですけれども、2日というのは1日が日曜日だからということなんですか。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 おっしゃるとおりです。12月1日ですと日曜日ですので、発行に手間がかかってしまう。12月1日に就職とか、そういう方で1日付で資格が変わる方も結構いらっしゃいますので、この方から保険証が出なくなってしまうと相当混乱が起きるだろうと、そういったこともありまして、平日では2日から施行という形になっております。

以上でございます。

○西山丈由委員長 ほかに質疑は、中島委員。

○中島直樹委員 これも資格確認書云々とか、マイナ保険証はいいとしても、資格確認書云々と、これ柳沢委員なんか討論とかでもありましたけれども、資格確認書を発行するんだったら、もともと保険証を持っていたっていいじゃないかというのは、そもそも論なんですけれども、これもう流れがこう、政府で流れができていて、これ逆戻りするということは、今の段階ではあり得ないですね。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 おっしゃるとおりです。法律が変わってしまいましたので、むしろここで、この改正を行わないと、先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、取りこぼしが起きてしまう、それが一番恐ろしいところになっています。

以上でございます。

○西山丈由委員長 ほかに。

川田委員。

○川田真也委員 もしも検討違いの質問だったら申し訳ないんですけども、資格確認書等は国保の方に対してこれができていることですよね。だから、多分市民の中でも社会保険に加入している方も半数以上はいるかと思えます。社会保険に加入している方はどういった対応になるのか、ここで聞いていいお話なのかどうか、ちょっと申し訳ないですけども、分かる範囲で教えていただければと思います。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 こちらの規約については、後期高齢者の方の改正内容について議案上程させていただいておりますけれども、一般的なお話として、全ての保険者、国保も後期も私みたいな共済とか、普通の社保の方もみんな同じになります。なので、そちらの方、全ての方々では12月2日以降に会社に入りましたと、そうしたら、その会

社から保険証が出なくなってしまうと、そのときに、もしマイナ保険証の登録をマイナンバーカードでお済みであれば、それで医療受診してくださいとなりますし、もし、それでない方の場合は、その会社から、やはりその会社なりの資格確認書が出ます。それで医療受診ができるという形になると思います。

以上になります。

○西山丈由委員長 ほかにはございますか。

[発言する者なし]

○西山丈由委員長 質疑もつきたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

[発言する者なし]

○西山丈由委員長 討論はないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○西山丈由委員長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

午前11時07分 閉会

午前11時08分 開議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本委員会への付託事件の審査は全部終了しました。

この際、申し上げます。

付託事件の審査報告については、先例により正副委員長に一任願います。

これをもって閉会いたします。

午前11時08分 閉会